

高松市伝統的ものづくり振興事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市伝統的ものづくり振興条例（平成26年高松市条例第24号。以下「条例」という。）に基づき、事業者、伝統的ものづくり関係団体等が、本市の伝統的ものづくりの技術や素材を活用して実施する伝統的ものづくり振興事業に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、自主的な活動の促進を図るとともに事業環境を整備し、もって伝統的ものづくりの振興に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第2条第2号に規定する事業者
- (2) 前号の事業者が構成員に含まれている団体であって、市内に住所又は事業所の所在地を有するものが過半数となる団体
- (3) 条例第2条第3号に規定する伝統的ものづくり関係団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (2) 市区町村税を滞納している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認め
た者

(補助対象事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及
び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別
表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の事業内容で本補助金以外の国、地方自
治体等の補助金の対象となる事業及び国、地方自治体等の委託事業は、補
助対象事業としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（消費税及び地方消費税を除
く。）に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数がある
ときは、これを切り捨てた額）の範囲内の額とする。ただし、補助金の額
が、10万円に満たない場合にあっては、零円とし、50万円を超える場
合にあっては、50万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高
松市伝統的ものづくり振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲
げる書類を添えて、別に定める期間内に、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 市区町村税の滞納がないことの証明書
- (4) 定款、規約及び会則等並びに団体の概要が分かる書類並びに役員名簿等（申請者が個人の場合は不要）
- (5) 第2条第1項第1号に該当する事業者であるときは、その事業実績を示す書類（過去の実績がない場合は事業計画書）
- (6) 第2条第1項第2号に該当する団体であるときは、構成員の住所及び氏名を記載した名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、補助対象事業が次に掲げる基準を満たしているかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

- (1) 伝統的ものづくりの振興に貢献する内容であること。
- (2) 伝統的ものづくりの技術や素材を活用する内容であること。
- (3) 伝統的ものづくりに関する新たな事業の創出につながる内容であること。
- (4) その他市長が定める基準

2 市長は、前項の審査に当たり、条例に規定する高松市伝統的ものづくり振興審議会の意見を聴くことができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、高松市伝統的ものづくり振興事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業に着手したとき及び補助対象事業が完了したときは、直ちに補助対象事業着手届(様式第5号)及び補助対象事業完了届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助対象事業の内容等を変更しようとするときは、関係書類を添えて補助対象事業変更申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助対象事業中止(廃止)申請書(様式第8号)を提出し、その指示を受けなければならない。

(補助対象事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日

までに次に掲げる書類を添えて、補助対象事業実績報告書（様式第9号）を提出しなければならない。

- （1） 事業実施状況調（様式第10号）
 - （2） 収支決算書（様式第11号）
 - （3） 補助対象経費に係る契約書、納品書、請求書及び領収書の写し
 - （4） 事業の実施状況を確認することのできる写真
 - （5） その他市長が必要と認める書類
- （交付指令等）

第12条 市長は、前条の実績報告の提出を受けたときは、その内容を審査し、高松市伝統的ものづくり振興事業補助金交付指令書（様式第12号）により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長へ提出しなければならない。

（書類等の整備）

第13条 補助事業者は、当該事業の実施状況、経費の収支その他事業に関する書類、帳簿等を備えておかななければならない。

（交付の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象 事業	内容	補助対象経費
販路開拓 事業	伝統的ものづくりに係る製品の販路の開拓のために市外で開催する展示会、小売店等での出店・PR事業	謝金、旅費、広報費（翻訳料、印刷費、HP（販売用含む。）制作費）、マーケティング調査費、委託料（展示会等出展費に係るものを除く。）、展示会等出展費（通信費、運搬費、設営・装飾費、保険料、翻訳・通訳料、会場費等）、その他市長が必要と認める経費
担い手 育成 事業	伝統的ものづくりに従事する者又は従事しようとする者の経営力及び技術力向上又は技術修得に資する事業（参加・主催を問わない。）	謝金、旅費、広報費（翻訳料、印刷費、HP制作費）、マーケティング調査費、委託料（研修等開催費及び試作開発費に係るものを除く。）、研修等開催費（通信費、運搬費、設営費、保険料、翻訳・通訳料、会場費、研修材料・資料購入費、機材道具類賃借・購入等費用、研修会等への参加負担金）、試作開発費、その他市長が必要と認める経費
ブランド 力向上 事業	現代生活に適応した新しい形式の伝統的ものづくりに係る製品の開発及び外部専門家等を活用したブランド力向上事業	謝金、旅費、広報費（翻訳料、印刷費、HP制作費）、マーケティング調査費、委託料（展示会等出展費及び試作開発費に係るものを除く。）、展示会等出展費（通信費、運搬費、設営・装飾費、保険料、翻訳・通訳料、会場費等）、試作開発費、その他市長が必要と認める経費